

小委員会の決議について

外来生物対策小委員会の設置について

(平成十六年六月八日野生生物部会決定)

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。)第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 野生生物部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、外来生物対策小委員会を置く。
2. 外来生物対策小委員会は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案の作成についての検討を行う。
3. 外来生物対策小委員会の決議は、部会長の同意を得て、野生生物部会の決議とすることができる。

中央環境審議会議事運営規則(抄)

(平成十三年一月十五日中央環境審議会)

(部会の決議)

第六条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2・3 (略)

「特定外来生物被害防止基本方針の案の作成について」
中央環境審議会における審議経緯

平成16年

- 6月3日 環境大臣より中央環境審議会会長へ「特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案の作成について」を諮問
- 6月8日 中央環境審議会野生生物部会に「外来生物対策小委員会」を設置
- 6月23日 第1回小委員会 基本方針のポイントに係る検討
- 7月5日 第2回小委員会 基本方針の案を検討
- 7月8日～8月7日 パブリック・コメントの募集
- 9月1日 第3回小委員会 パブリック・コメントの意見を踏まえ基本方針の案を検討
- 9月14日 中央環境審議会野生生物部会で「特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案の作成について」を報告

中央環境審議会野生生物部会
外来生物対策小委員会
委員名簿

平成16年9月1日現在

○は委員、他は臨時委員。

阿部	永	元北海道大学農学部教授
委員長○岩槻	邦男	放送大学教授
大塚	直	早稲田大学法学部教授
岡島	成行	大妻女子大学家政学部教授
加藤	順子	株式会社三菱化学安全科学研究所調査部長
山岸	哲	財団法人山階鳥類研究所所長
○鷺谷	いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

【専門委員】

青木	満	秋田県生活環境文化部県民文化政策課長
石井	実	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科教授
太田	英利	琉球大学熱帯生物圏研究センター教授
大矢	秀臣	全日本動物輸入業者協議会事務局長
岡	敏弘	福井県立大学大学院経済・経営学研究科教授
北田	修一	東京海洋大学海洋科学部教授
小林	達明	千葉大学園芸学部助教授
糠谷	明	静岡大学農学部教授
細谷	和海	近畿大学農学部教授